

神戸市道路占用料減免基準要綱

(令和 7 年 3 月 31 日 建設局長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市道路占用料条例施行規則（平成 8 年 3 月規則 117 号）第 4 条第 1 項第 5 号で規定する「市長が条例第 2 条の占用料を徴収することが著しく不適當であると認める占用物件」（以下「減免対象の占用物件」という。）に係る道路占用料の減額又は免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物件及び減免の額)

第 2 条 市長は、別表に掲げる減免対象の占用物件の区分に応じ、別表に定めるところにより道路占用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(基準の廃止)

2 神戸市道路占用料減免基準要綱(令和 5 年 3 月 31 日 神戸市長決定)は、廃止する。

別表

	減免対象の占用物件	減免率等
1	農業協同組合が設置する有線放送電話柱	免除
2	受信障害解消のための有線テレビ（CATV）施設のうち、営利を目的としないもの	免除
3	非常用救助袋固定環	免除
4	道路が河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用（使用）料を徴している場合における当該道路区域の占用物件（ただし、道路本体に添加したものは除く。）	免除
5	駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する路外駐車場を除く。）	5 0 %
6	家庭用飲料水、雨水、汚水のための地下埋設管（工業用その他営業用のためのものは除く。規則第 4 条第 1 号にかかるものは除く。）	5 0 %
7	経済観光局において共同施設建設補助事業の助成対象となるアーケード及びアーチ	免除
8	観測孔	免除
9	公共の用に供するゴミ容器等	免除
10	道路植栽の電飾	免除
11	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）で、施行日以降に設置したもの。	2 0 %
12	上記 11 と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器及び連系設備をいう。）で、施行日以降に設置したもの。 ただし、施行日前から一体不可分な物件として減免をしているものについては、なお従前の例による。	8 / 9
13	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）で、施行日以降に設置したもの。	免除
14	電線類が上空に設定されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）で、施行日以降に設置したもの。	免除
15	カーブミラー	免除
16	PHS 基地局の道路占用料の減免額については、1 基当たり右記の額とする（道路占用料条例別表に規定する変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項に掲げる額から減額するものとする。）。	甲地 2, 8 0 0 円 乙地 1, 2 6 0 円

17	自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体または防犯協会が設置する防犯カメラ及びこれに付帯する設備	免除
18	屋外広告業者又はバス事業者が設置するバス停留所上屋広告（両面表示のものに限る。）	30%
19	バス事業者がバス停留所に設置するベンチ、上屋	免除
20	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗り場に付随するベンチ及び上屋	50%
21	バス事業者がバス停留所に設置する標識	免除
22	交通安全協会、自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する横断用旗入れ	免除
23	道路管理者と協定を締結した地域団体等が設置する記念碑、モニュメント等	免除
24	自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する次に掲げる物件 （１） プランター等植栽器具 （２） ベンチ （３） 掲示板	免除
25	発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備）	90%
26	都市再生特別措置法による特例占用物件（食事施設等・自転車駐車器具・広告塔又は看板）	90%
27	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱	50%
28	道路法施行令第16条の2に掲げる歩行者利便増進施設等で、占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域外の除草、清掃など）が行なわれる場合。	90%
29	道路法第48条の45の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者が運営する一般道路の自動車駐車場等内において行う道路法施行規則第4条の24第1項第2号及び同条第2項第2号に掲げる道路の占用に係るもののうち、自動車駐車場等運営権の設定が混合型コンセッションである場合 （「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」（令和5年8月2日付け国道利第11号、国道評第62号）の記第1の2及び第3の6(3)に掲げるもの）	免除
30	道路法第48条の45の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者が運営する一般道路の自動車駐車場等内において行う道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の24第1項第2号及び同条第2項第2号に掲げる道路の占用に係るもののうち、自動車駐車場等運営権の設定が独立型コンセッションである場合 （「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」（令和5年8月2日付け国道利第11号、国道評第62号）の記第1の2及び第3の6(2)に掲げるもの）	90%
31	法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設については、令和2年11月25日から令和13年3月31日までの間、占用料を免除する （「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」（令和2年11月25日付け国道利第22号、国道交シ第58号）の記2に掲げるもの）	免除
32	地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）イに掲げるもの）	免除